

令和6年 第5回白石町農業委員会総会（閲覧用）

1 開催日時 令和6年5月8日（水） 午前9時00分～10時02分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員（37人）

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	瀧上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 令和6年白石町農用地利用集積計画（5号）の承認決定について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
- 6 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）の承認について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和6年第6回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時：令和6年6月5日（水）9時00分
場所：白石町役場 3階大会議室

6 農業委員会事務局職員

事務局長

山下英治

課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	三原淳壱
農地農政係	前山仁美

7 その他出席職員
なし

8 その他

9 会議の概要

事務局長 皆様おはようございます。

本日は、総会終了後、相続登記の申請義務化・相続土地国庫帰属制度について研修会を予定しております。さらに、研修会終了後、福富地域の委員につきましては、堆肥製造工場の進出に伴います説明会を開催しますので、残っていただきますようよろしくお願いいたします。それではただ今から、令和6年5月第5回白石町農業委員会総会を開会いたします。

始めに、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、欠席の委員はございません。全員出席でございます。

ただ今の出席委員は37名中37名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、19番、前田則尋委員、20番、松尾利助委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 58 号 =

議長 1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第58号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第58号、議案書は1ページです。

権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、祖父から孫への贈与です。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

委員 ○番、○○です。

○○さん、○○委員はご存じですか。

委員 はい。

○番 ちょっと気になることがあったので、場所的には、○○のちょっと北に道があるでしょう。あれを下がっていくと、○○に荒れている所があるのですが、あれは、○○さんがされているのでしょうか。

あれだけ一生懸命活動されていたのに荒らされているので、病気でもされているのですか。

委員 そこは5～6反あると思いますが、蓮根をされていて、半分は耕起されていますが、半分はまだ耕起されてなく、草も生えています。本人も80を過ぎた年齢で、孫も仕事に行かれています、機械も買い揃えられているので、私の方からもう一度指導をしておきます。

○番 なぜ質問したかと言うと、子供も孫もいらっしゃるので、事業継承が上手くいかなかったのかと思い質問しました。

委員 あそこは娘さんばかりだったので、家庭の事情もあり、孫に贈与されています。そこは水も入っていないので、元の田んぼにされるのではと思います。

○番 分かりました。ありがとうございました。

議長 他にないでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第58号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第58号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 59 号＝

議長 続きまして、議案番号第59号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第59号、権利の種類は所有権移転、贈与でございます。申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望で、土地所有者から耕作者への贈与です。議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として4月30日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は譲渡人の子供が耕作をしていましたが、亡くなる際に非常に仲の良かった譲受人の父に農地を託され、譲受人の父の死後も遺志を引き継ぎ、耕作されていきました。今回、譲渡人は高齢で子供も営農の予定もないことから、長年耕作されている譲受人に贈与したいと申請をなされたものです。

譲受人は、水稻、麦、大豆、玉葱、いちごなど約17.5haの規模で営農されています。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第59号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第59号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 60 号＝

議長 続きまして、議案番号第60号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第60号。権利の種類は所有権移転、売買でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望で、宅地購入にあたり、付随する畑も同時に売買されるものです。

総額〇〇円、10a当たりの対価は〇〇円です。

議案の位置図は、3ページから4ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として4月26日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請農地は、譲受人が譲渡人の宅地を購入するにあたり、宅地に隣接する農地も併せて売渡しするための申請となります。

譲受人は現在、米、麦、玉葱を作付けされ、法人構成員として営農されています。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第60号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第60号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 61 号＝

議長 続きまして、2「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議案番号第61号について事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第61号、議案書2ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地です。

農地区分の該当事項で、①と②は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、③は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5ページから7ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として4月22日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、庭、家庭菜園及び倉庫を目的とする申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては、十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第61号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第61号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 62 号 =

議長 続いて、議案番号第62号について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第62号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分については、第2種農地です。

農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共施設の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8ページから10ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として4月26日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、農業用倉庫、庭の一部とする計画に伴う申請です。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、
転用はやむを得ないと判断致します。
なお、以前から無断で転用されていることについては、十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第62号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第62号は原案のとおり申請を
許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 63 号 ＝

議長 続きまして、3「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたしま
す。議案番号第63号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第63号、議案書3ページです。
権利の種類は、所有権移転、贈与です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第3種農地です。
農地区分の該当事項は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若
しくは公益的施設が連たんしている農地でございます。
許可基準の該当事項は、第3種農地で、許可し得るものでございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申
請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、11ページから13ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として4月26日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、譲渡人が叔父に家庭菜園として贈与する申請です。

周辺には農地もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては、十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第63号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第63号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 64 号 ＝

議長 続きまして、4「令和6年白石町農用地利用集積計画(5号)の承認決定について」を議題とします。議案番号第64号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第64号の「農用地利用集積計画(5号)について」ご説明いたします

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は、2件となっております。詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから5ページに相對での設定が31件、6ページから11ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が68件、合わせて99件の計画が提出されており、賃借権設定が93件、使用賃借権設定が6件となっております。

区分の内訳として新規が75件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが21件ありました。再設定は24件でした。

今回の利用権の総面積は474,067㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが30件、会社法人によるものが1件、農地中間管理機構によるものが68件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は18件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たすものとして 99件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。まず所有権移転について審議します。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 64 号（所有権移転）について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 64 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。
これについては、議事参与の制限がございます。
○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 64 号（利用権設定）について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 64 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第 65 号 ~ 議案番号第 71 号 =

議長 続きまして、5「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指

名について」を議題とします。

議案番号第 65 号から 71 号の農地の売渡し希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 4 ページ、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 65 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、今泉東の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、14 ページから 15 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 66 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、太原下の〇〇氏です。

申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。

議案の位置図は、16 ページから 17 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 67 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、小城市の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、18 ページから 19 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 68 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、小城市の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、20 ページから 21 ページをご覧ください。

続いて、議案書 5 ページ、議案番号第 69 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、中央の〇〇氏です。

申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。

議案の位置図は、22 ページから 23 ページをご覧ください。

続いて、議案番号第 70 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、坂田の〇〇氏です。

申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。

議案の位置図は、24 ページから 25 ページをご覧ください。

続いて、議案番号第 71 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、26 ページから 27 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 65 号から 71 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定より、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しております。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 議案番号第 65 号から 71 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 65 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 66 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 67 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 68 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 69 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 70 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 71 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 65 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 66 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 67 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 68 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 69 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 70 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 71 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 次に、事務局の担当職員をお願いします。

事務局長 議案書に記載のとおりでございます。

議案番号第 65 号は○○、議案番号第 66 号から 68 号は○○、議案番号第 69 号と 70 号は○○、議案番号第 71 号は○○です。

連絡調整につきましては、それぞれ担当者へお願いします。

＝ 議案番号第 72 号 ＝

議長 続きまして、6「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和 6 年度最適化活動の目標の設定等（案）の承認について」を議題とします。議案番号第 72 号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案番号第 72 号、6「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和 6 年度最適化活動の目標の設定等（案）の承認について」の説明をさせていただきます。

総会資料につきましては、別刷りの A4 版の資料になります。

まず、最適化活動の目標とは、平成 28 年に施行されました改正農業委員会法に基づき、農業委員会の運営の透明性を確保しなければならないという中で、各農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の目標を定めなければならないということと共に、先ほど申しました最適化活動の透明性を確保するために、最適化推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況につきまして、法律に基づいて、公表しなければならないと定められております。

今回、ここに提案します令和 5 年度の実績、令和 6 年度の活動の目標ですけれども、今年の 3 月に実施されました国の会計検査院の实地検査を踏まえた計画としております。

今回、お諮りいたします目標を基にして、農地利用の最適化のための農業委員会及び農業委員の皆様への活動に必要な経費について、達成度合いに応じて支援がなされることとなります。毎年、年度末に報酬を支払っておりますけれども、これは、農業委員の活動の実績に基づいて支援をされることとなりますので、農業委員皆様のご協力をよろしくお願いいたしますと思います。

ではまず、農業委員会の活動並びに活動計画に対する実績を取りまとめました「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、この総会でご承認を受けた後、町ホームページにて公表したいと考えております。内容につきましては、お手元の資料 1 ページ目から 6 ページ目までが令和 5 年度分の活動内容の点検・評価を記載した書類となります。集計の仕方につきましては、国の記載要領に基づき集計しています。昨年度と集計方法等は一緒ですが、若干、昨年と違うところだけ説明をさせていただきたいと思います。

令和 5 年度の実績の 3 ページ目の中ほどに「④その他、農地の利用状況調査」欄に 1 号遊休農地の面積に 1.8 ha と記述しています。

すでに、農業委員の皆様におかれましては、遊休農地の内容をご存じかと思いますが、遊休農地とは、大きく分けて「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」が 1 号遊休農地といます。また、「農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」が 2 号遊休農地として二つに分類をなされています。また、この表にありますように、1 号遊休農地の中でも「黄区分」「緑区分」と 2 種類に分類されますが、ここでいう「緑区分」というのは、草刈程度を行えば、すぐ農地として利用できるというのが「緑区分」。「黄区分」というのが、重機を用いないと元の農地には戻らないというのが「黄区分」と区別をなされております。

この 1 号遊休農地については、毎年報告する必要がありますので、令和 5 年度実績として新たに報告したいと考えています。

昨年までは、1 号遊休農地はない、町内には 2 号遊休農地が 15.9 ha だけだと報告しておりましたが、なかなか連絡がつかないような農地とか、連絡をしても対応がままならない農地について、5 年度実績として報告をしたいと考えております。

続きまして、7 ページから 9 ページまでが令和 6 年度最適化活動の目標の設定等(案)を記載しております。

8 ページ「最適化活動の活動目標」ということで、国が示しております月 10 日間、活動をしていただきますと、計画を立てております。

この分につきましては、令和 4 年度から変わらない数字となっております。以前からお願いをいたしておりますように、日頃、農作業に行くとか、買い物に行くとか、知人宅に行く途中でも結構ですので、委員さんの住まれている周辺の圃場を確認するなど、些細なことでも結構ですので、必ず活動記録として残していただくようお願いをしたいと思います。

ご協力をよろしく申し上げます。説明は以上です。

委員 ○番の○○です。

今、説明をしていただきましたが、農業委員としては、これが農業委員の目的みたいなもので、一番大事なことじゃないかと思えます。

この前も、○○委員と私、○○委員、○○委員とで、放棄地の対応をしました。

農業委員の仕事はこれが一番、これをするのが農業委員で、要するに緑の農地を残していくのが農業委員ではないかと思えます。

集落が下降している状態になっているので、この事を農業委員会に取り上げて、みなさんと討論したらいいのではないかと思えます。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。○○委員が言われますとおり、この計画が、農業委員の基本となる計画となります。先ほどから、○○委員さんから荒れた農地等についていろんなお話をいただいております。私達も、今回、遊休農地があるよと挙げたということで、今までは農地パトロールということで年に 2 回実施をしておりますけれども、それ以外にも解消する活動を事務局としては開催していきたいと考えております。その際には、農業委員の皆様には、ご足労をおかけすると思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。どうもありがとうございます。

議長 説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

委員 ○番の○○です。

実は、この最適化活動の活動目標ということで、毎年、月 10 件の指導をするということですが、実績としてはどうなっているのでしょうか。目標は 10 件でしょうけども、私達の白石町では、実際何件になっているのでしょうか。

事務局 令和 5 年度の実績は今集計をしておりますけれども、令和 4 年度の実績で、いっぱい活動をしていただいている委員さんとか、いろんな事情でなかなか活動ができなかった委員さんもいらっしゃいますけれども、平均で 5 日から 6 日の間の実績となっております。

このことについては、県内でも、活動されている農業委員会ではないかと考えています。

○番 報告では、あくまでも目標でいいのですか。実績は出さなくていいのですか。

事務局 実績は出さなくていいです。あくまで目標ということでいいです。

交付金を申請する書類に、委員皆様の実績、平均の実績を記載する欄がありますので、詳しい数字は今覚えておりませんが、5.4～5.5 日ということで、記載をして提出しております。

○番 では、現状のままでもいいということですね。

事務局 はい。それに加えて必ず書いてくださいということをお願いして、多分忘れて書かれていない委員さんもいらっしゃると思いますので、些細なことでも結構ですので、書くようお願いしたいと思います。

○番 関連ですけれども、2年くらい前の研修会ですけれども、女性の農業委員の方の事例発表があった時に、月20数回、常にやっているという報告があったのですが、白石の場合で、一番多く指導されている件数は何件なのでしょう。

事務局 氏名は伏せますが、平均で13～14日は活動されている委員さんはいらっしゃいます。

○番 分かりました。ありがとうございました。

委員 ○番の○○です。

 2点ほど、確認をさせてください。

 5年度の内容で、2ページ目のⅡ最適化活動の実施状況の中ほどに、目標と実績があつて、農業委員会点検結果というところに、「法人を脱退される農業者が増加している中で、脱退された方が担い手とならないことが原因と思われる。」このところがよくわからない。営農はされているわけですか。

事務局 はい。営農はされておりますけれども、基本的に、農業法人、集落法人分につきましては、認定農業者という取扱いになっております。ここでいう集積率といいますのは、先ほど言いました農業法人とか一般の認定農業者の方の集積の面積の比率を出していますので、認定農家ではない方が、法人に入られていて、法人を脱退された時に、認定農業者の資格を持たれていない、申請をされていない方も、多々、いらっしゃると思います。その方は集積率から省いていくシステムになっておりますので、そういう方が増えて来て、集積率も下がってきていると書いたつもりでした。

 書き方がなかなか通らないところもあります。ここについては、また、県から指摘があり修正があれば、変わったところは報告をしたいと思います。

○番 実際は、集積率だけということ、何か意味があるのかなと感じたものですから。

 続いて、もう1つ、6年度の目標の設定の中で思ったのが、1ページの一番下、耕地面積が前年度と比較して、10haくらい減っているわけですね。これは目標の設定ですから、それなりの要因があるかなと思っているのですが、確かに、毎月、農地転用等の申請が入ってきますけれども、それを足して10haというのは、ちょっと大きいかなと感じましたので、他に要因があれば教えてください。

事務局 この数値というのは、農水省から県を通じて示される数値を記載しております。

国がどういう統計の仕方をされているか分からないというのもありますけれども、私達も 10ha も転用していないよねという話はしているのですが、あくまでも国から示された数値とご理解をお願いしたいと思います。

○番 これは公表されますよね。なぜ 10ha 減ったと言われた時に、国から示されたと話していいのかなと思いますが。

事務局 そこはうちも調べておきます。

○番 これは町のホームページに載りますから、そこら辺は国や県を通じてデータ的なものがあれば、確認をしてください。

事務局 はい、確認をさせてください。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 72 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 72 号は原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続きまして報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告が終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

1 令和 6 年 第 6 回白石町農業委員会総会の日時及び場所

日時 : 令和 6 年 6 月 5 日 (水) 9 時 00 分

場所 : 白石町役場 3 階大会議室

2 その他

議長 それでは全件終了しましたので、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 02 分

事務局長 一旦休憩をはさみ、10 時 15 分から研修会を開催しますのでよろしくお願いしま
す。